

橋本市

新しい学校づくり推進計画

【案】



かける橋・本

令和7年●月策定

橋 本 市

目 次

第1章	「新しい学校づくり推進計画」とは	1
1	社会情勢の変化	2
2	新しい時代の学校教育の姿	2
3	計画策定の目的	3
4	「橋本市新しい学校づくり推進計画」の位置づけ	5
5	計画期間	5
6	計画の策定経過	6
7	本計画の柔軟な運用	6
第2章	橋本市の目指す子供像と重点目標	7
1	目指す子供像	8
2	目指す学校づくりの7つの重点目標	8
第3章	「新しい学校づくり」を実現するための取組	10
1	多様な学習形態と多様な考えに触れることで、子供が急激な社会変化に 対応できる力を身につける	11
2	はしもと型学校・地域連携カリキュラムを生かした9年間の学びを提供し、 子供が思考力、表現力、問題解決力等を身につける	13
3	ICTを効果的に活用した学習を積極的に導入し、多様な学びの 機会を提供する	15
4	バランスのとれた教師集団を構成することで指導力を高め、 子供の多様な学びを保障する	16
5	学習指導、生徒指導等で相談できる体制の構築など学校支援の強化を図る	17
6	各学校に共育コーディネーターや多様なコミュニティが集える 公共空間を配置し、学校と地域による協働の学びを強化する	18
7	学校は、子供が安心して過ごせる居場所として、全ての子供の学びが 保障される学校づくりを進める	19
第4章	重点目標の実現に向けた学校施設機能の整備に向けて	20
1	背景および目的	21
2	学校施設機能強化の方向性	21

第5章	中学校区別の学校再編計画	25
1	橋本市の学校再編	26
2	第2期基本方針における望ましい学校規模の方針	26
3	再編統合	27
4	中学校区別の再編統合の実施年度	27
5	中学校区別再編統合計画	28
6	再編統合を行っていく上での留意事項	33
7	再編統合後の小中学校一覧	37
第6章	学校跡地の活用方針	38
1	学校跡地活用の基本的な考え方	39
2	跡地活用検討のプロセス	39



「新しい学校づくり推進計画」とは

1

社会情勢の変化

近年、我が国では少子高齢化や人口減少が急速に進行しており、15歳未満の人口は1980年代初めの約2,700万人から2020（令和2）年度には約1,503万人へと減少し、2050（令和32）年度には1,000万人程度にまで減少することが予測されています。

一方で、人工知能（AI）やビッグデータ※、Internet of Things（IoT※）、ロボティクスなどの先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた「Society5.0時代」が到来するなど、社会の在り方そのものが劇的に変化しています。

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA※」の時代とも言われています。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、遠隔・オンライン教育の必要性が注目される一方、教師による対面指導や子供同士の学び合い、地域社会での多様な体験活動など、リアルな場での学びの価値も改めて見直されています。子供たちを支える伴走者としての教師には、デジタルとアナログを活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の双方を充実し、子供たちの資質・能力を育成することが求められています。

こうした社会情勢の変化を受けて、これからの学校教育には、次のような新たな役割と姿が求められています。

2

新しい時代の学校教育の姿

国において、2020（令和2）年度から小学校で、2021（令和3）年度から中学校で全面実施された新しい学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力として、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」が掲げられています。加えて、ICTを最大限活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが求められています。これらの学びを保障していく上で、学校教育においては、安全で快適な教育環境のもと、子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要となっています。

※ビッグデータ：利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群のこと。

※IoT：Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれます。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出します。

※VUCA：Volatility（変動性）・Uncertainty（不確実性）・Complexity（複雑性）・Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語で、社会やビジネスにとって、未来の予測が難しくなる状況のことを意味します。

このように、社会や教育を取り巻く環境が大きく変化する中、私たちは、子供たちの未来を見据え、今後10年間を計画期間とした「新しい学校づくり推進計画」を策定し、子供たちが自らの可能性を最大限に発揮し、変化の激しい時代をたくましく生き抜く力を育むための教育環境の整備を進めていきます。

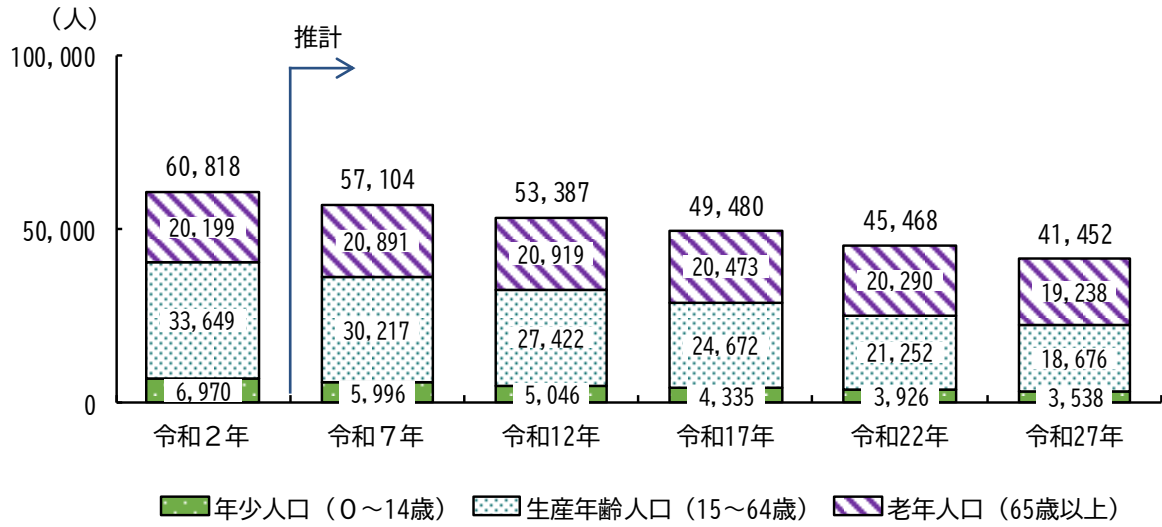
3 計画策定の目的

第3期橋本市教育大綱では、「人が学びあい、共に育むまちづくり」を理念とし、豊かな心と健やかな体を育むこと、多様な学びを育むこと、地域・家庭・学校が連携した地域教育力を育むことの3点を基本方針と定め、教育行政に取り組んでいます。

本市の人口は、年々減少し、少子化は今後も進行することが予想されています。また、児童・生徒数も年々減少し、2025（令和7）年度の3,781人から、2031（令和13）年度では3,093人と688人の減少が見込まれています。学級数においても、児童生徒数の減少に伴い、減少する見込みとなっており、2025（令和7）年度の155学級から、2031（令和13）年度では120学級と35学級の減少が見込まれています。

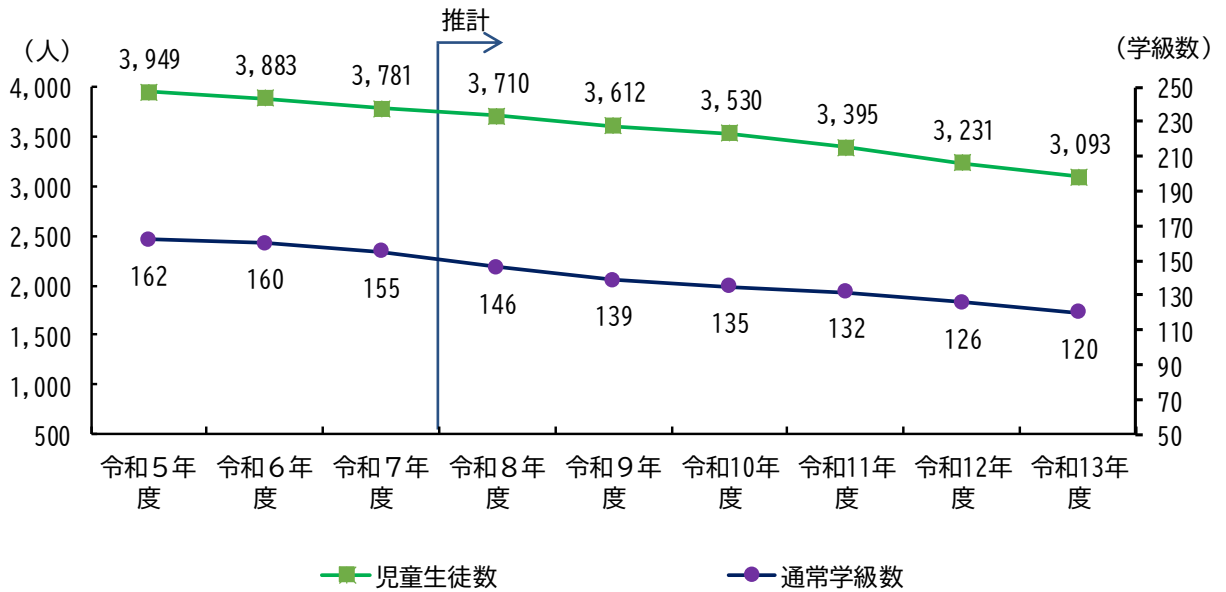
本計画は、将来を担う子供たちに充実した教育環境を整えるため、子供たちにとってより望ましい教育環境と本市における学校施設の適正規模・適正配置の基本的な考え方を整理し、将来の教育環境の整備方針とすることを目的とします。

【橋本市の人口の推移と将来推計】



出典：国立社会保障・人口問題研究所

【児童生徒数、学級数の推移と推計】

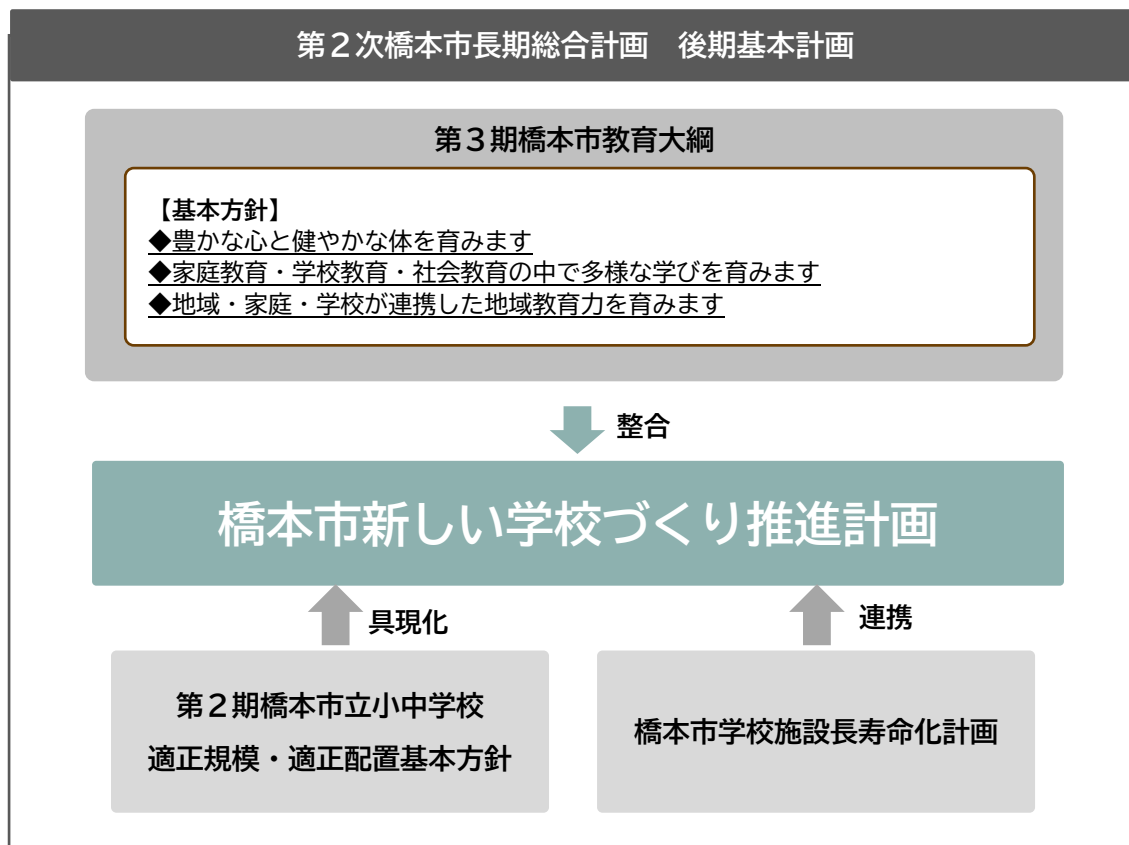


出典：令和5～7年度は「学校基本調査」、令和8～13年度は「教育委員会資料」

4

「橋本市新しい学校づくり推進計画」の位置づけ

本計画は、「第2次橋本市長期総合計画 後期基本計画」を上位計画とし、「第3期橋本市教育大綱」と整合を図るとともに、市立小中学校の適正規模・適正配置の方向性を示した「第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」及び学校施設の中長期的な維持管理に向けた計画である「橋本市学校施設長寿命化計画」を関連計画として位置づけます。



5

計画期間

計画期間は、2026（令和8）年度～2035（令和17）年度の10年間とします。

ただし、期間内であっても社会情勢や教育環境の変化等により必要に応じて見直しを行うこととします。

6 計画の策定経過

本計画は、市及び教育委員会内での協議にとどまらず、学校教職員へのアンケート、ワークショップやパブリックコメント等からいただいた意見を参考にして策定しました。

(1) 計画作成委員会による協議

本計画の策定にあたり、本市の子供の教育を取り巻く環境や実情を踏まえた計画とするため、教育委員会関係課等で構成する「計画作成委員会」を設置し、計画の内容について協議しました。

(2) 庁内検討委員会による協議

本市の教育に関する事業等を把握するとともに、庁内関係課が共通の考えのもと今後の本市の教育行政に取り組んでいくことが必要なことから、関係部署で構成する「庁内検討委員会」を設置し、計画策定について協議しました。

(3) 市立小・中学校教職員へのアンケート調査の実施

現場の教職員の視点や思いを考慮して計画作成を行えるよう、小学校及び中学校の教職員を対象にアンケート調査を実施しました。

(4) ワークショップ及びパブリックコメントの実施

2025（令和7）年8月にワークショップ、同年10月にパブリックコメントを実施し、本計画に対する幅広い意見を聴取しました。

7 本計画の柔軟な運用

本計画は、各種取組の進捗状況を管理、評価し、その結果に基づいて改善するPDCAサイクルで取組の見直しを行い、常に改善していくなど、柔軟な運用を行っていきます。



橋本市の目指す子供像と重点目標

1 目指す子供像

子供が、多様な学びや、多様な意見、人間性に触れることから学ぶ「自分の考えを表現すること、認められる場や活躍できる場を獲得すること、自分事として捉えること」等はとても大切な経験です。

これらの経験から子供は、人生や社会に生かそうとする学びに向かう力を身につけることができ、複雑で予測困難な社会の中でも、未来に向かって創造し、力強くしなやかに、やさしさを持ち、たくましく社会を生き抜く力が備わってきます。

このことから、『第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針』において、本市の学校教育で目指す子供像を『未来を創造し、たくましく生きる』としています。

【 目指す子供像 】

『未来を創造し、たくましく生きる』

2 目指す学校づくりの7つの重点目標

本市の目指す子供像を実現するため、『第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針』で定めた7つの重点目標を、さらに具現化し、取組を実践していきます。

重点目標1	多様な学習形態と多様な考えに触れることで、子供が急激な社会変化に対応できる力を身につける
-------	--

重点目標2	はしもと型学校・地域連携カリキュラムを生かした9年間の学びを提供し、子供が思考力、表現力、問題解決力等を身につける
-------	---

重点目標3	ICTを効果的に活用した学習を積極的に導入し、多様な学びの機会を提供する
-------	--------------------------------------

重点目標4	バランスのとれた教師集団を構成することで指導力を高め、子供の多様な学びを保障する
-------	--

重点目標5	学習指導、生活指導や生徒指導等で相談できる体制の構築など学校支援の強化を図る
-------	--

重点目標6	各学校に共育コーディネーターや多様なコミュニティが集える公共空間を配置し、学校と地域による協働の学びを強化する
-------	---

重点目標7	学校は、子供が安心して過ごせる居場所として、全ての子供の学びが保障される学校づくりを進める
-------	---

「目指す子供像」と「目指す学校づくりの7つの重点目標」の位置づけ、関係性のイメージ図「たくましく育っていく木」



重点目標1は、子供が急激に変化するこれからの社会を生き抜いていく力の素地の部分となるため、「木の幹」として、重点目標2から6は、重点目標1を深化、具体化したものであるため、「木の枝」として、それぞれ表現しています。

また、重点目標7は、学校教育の原点であり、重点目標1から6を実践することで、よりしっかりとしたものとなるため、「大地」として表現しています。

これら全ての目標を達成することで、本市が目指す子供像『未来を創造し、たくましく生きる』の実現につながるため、大きな葉をつけ、大きな木となり、大地によりしっかりと根をはわせる「たくましく育っていく木」として表現しています。



「新しい学校づくり」を実現するための取組

第2章で示した本市の目指す学校づくりの7つの重点目標の実現に向けて、重点目標ごとに本市の現状の取組を整理しています。この現状の取組は今後も継続した上で、新しい学校づくりの方向性を明確に示します。

1

多様な学習形態と多様な考えに触れることで、子供が急激な社会変化に対応できる力を身につける

現状

- ・(市) 標準学力調査の実施とその結果分析から市や各校の課題を明らかにし、課題解決に向けて取り組んでいます。基礎学力の定着を図るため、児童生徒の家庭学習を充実させるよう学校と保護者が連携しながら取り組んでいます。
- ・児童生徒の能動的な学びを目指し、学校教育において児童生徒が主役となる授業改善に取り組んでいます。
- ・ふるさと教育副読本「ふるさと橋本学」を活用した学習を推進し、地域への理解と交流を深めています。
- ・自然に触れる体験活動や、生涯学習活動などで、児童の発表や体験ができる機会を設け、環境に対する考え方を自分事として考えることができる取組を実施しています。
- ・子供が地域課題を自分事として考え、自分ができることを考える「未来プロジェクト」を実施しています。

新しい学校づくりの方向性

方向性1 生きて働く基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得

基礎学力の習得は子供の自立や課題対応力の育成に重要です。基礎学力の定着を図るため、これまでの取組を継続するとともに、それぞれの学習進度や理解度に応じた支援を行い、個々に適した学びを実現します。さらに、若手教員への支援を強化し、授業形態の工夫や支援システムの活用、読書機会の増加を通じて協働的な学びの促進を目指します。

方向性2 地域のウェルビーイング※の実現に向けた意識の醸成

発達段階に応じて、地域にある自然や文化、産業などの資源や、地域に暮らす人々の知識や経験を活用した学習を段階的に取り入れていきます。この過程で、地域の課題を見つけ出し、他者と協力して解決策を考え、課題解決に向けて地域のために行動する学習機会を提供します。

これらの学習活動を通じて、将来の予測が難しい「VUCA」の時代に対応できる3つの力（新しい価値を創造する力、責任ある行動を取る力、対立やジレンマ※に対処する力）を育成します。また、これらの力を土台として、社会全体のウェルビーイングの実現に向けた意識を育むことを目指します。

方向性3 グローバル社会におけるウェルビーイングの実現に貢献できる人材育成

異なる文化や価値観を尊重しながら、【方向性2】で示した方針をさらに深化させていきます。その過程で児童生徒の発達段階に応じて、視野を身近な地域から国内、さらに国外へと広げ、世の中で起きている様々な課題に関心を持ち、自分の考えを深め、自分の生き方をしっかりと考えることのできる児童生徒の育成を目指します。

※ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念
※ジレンマ：身体的・相反する選択肢の板挟みになる状況のこと

はしもと型学校・地域連携カリキュラムを生かした9年間の学びを提供し、子供が思考力、表現力、問題解決力等を身につける

現状

- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、豊かな感性とたくましく生きる力を身に付けさせるとともに、豊かな心を養えるよう、地域に根差した小中一貫教育を進めています。
- ・学校・家庭・地域が一体となって、子供の豊かな育ちや学びを支える中で、子供も大人も共に育ち育てあい、人と人とのつながりをより深め、暮らしやすく活力のある地域づくりを目指す「共育コミュニティ」を実践しています。
- ・中学校区ごとに「9年間の学びのストーリー」を作成し、各小・中学校のスクールプランによる学校運営を実施しています。
- ・学校教育・社会教育におけるESD（持続可能な開発のための教育）を推進するため、ESDティーチャープログラムを実施しています。
- ・中学校区で共育ミニ集会等での熟議（多くの当事者による「熟慮」と「討議」を重ねながら政策を形成していくこと）の開催を推進しています。

新しい学校づくりの方向性

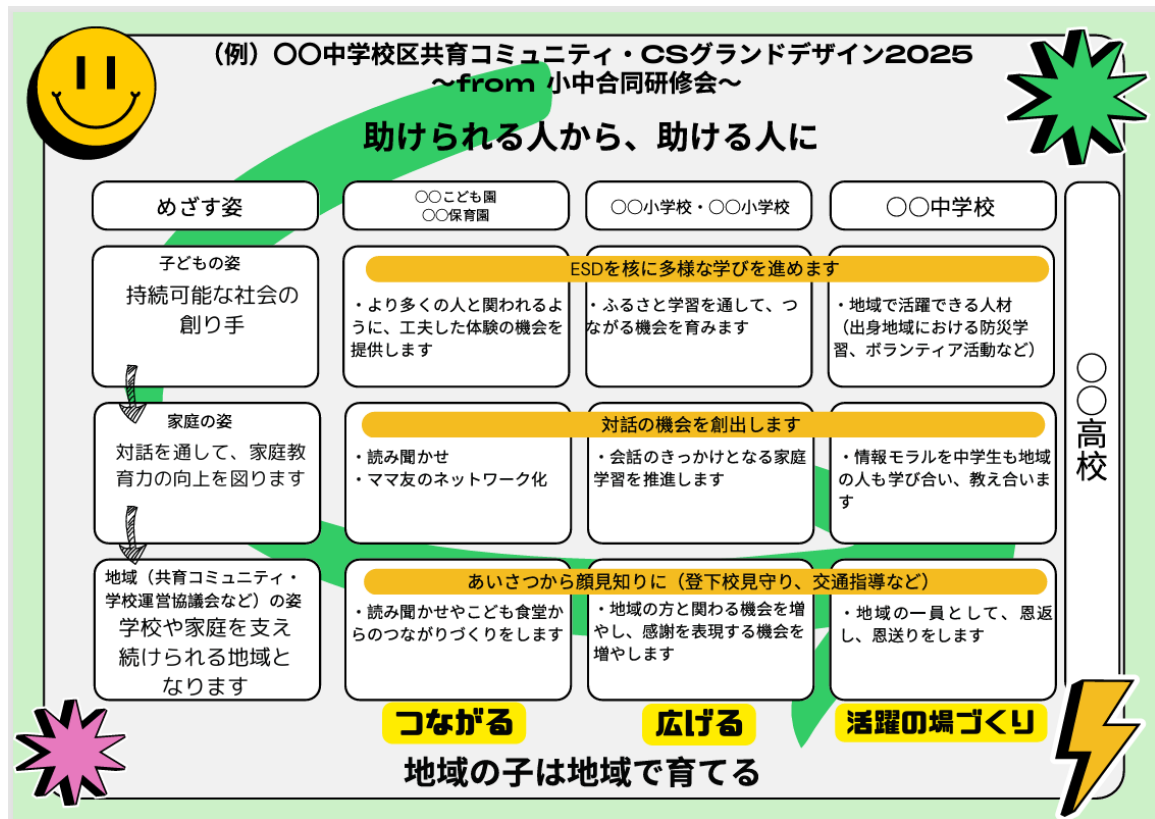
方向性1 9年間の一貫教育プランの作成と実践

中学校区ごとの共育コミュニティにおいて、「育てたい子供像（めざす姿）」と「校種ごとの活動内容」を「グランドデザイン（教育の全体構想）」としてまとめ、活動内容を明確にし、9年間を見通した一貫した学びを充実します。これにより、9年間の教育が連続的かつ統合的に進行し、学校・家庭・地域が一体となった特色ある取組を進めることで、子供が安心して学び、自分の能力を最大限に発揮できる環境を提供します。また、スムーズな学年移行と発達段階に応じた着実なステップアップを実現します。

方向性2 地域資源や地域課題をテーマとした学び

地域にある自然や文化、産業などの「地域資源」を活用し、各学年で段階的に総合的な学習に取り入れていきます。その中で地域の課題を見つけ、解決に向けて考え、行動する力を育てていきます。また、子供に主体性を持った学びの場を提供し、論理的思考力、表現力、問題解決力、非認知能力を育成します。子供が地域から学ぶだけでなく、双方向で地域に貢献することで、地域社会とのより深いつながりを築いていきます。このような双方向の学びと貢献を通じて、「個人のウェルビーイング（Well-being）」の実現だけでなく、社会全体のウェルビーイングの実現も目指します。

グラウンドデザイン（例）



ICT を効果的に活用した学習を積極的に導入し、多様な学びの機会を提供する

現状

- ・ GIGAスクール構想に基づき、「1人1台端末」の環境を維持しています。
- ・ 各学校で電子黒板を導入し、視覚的な授業展開を可能にしています。
- ・ 授業支援システムを導入し、学習活動をサポートしています。
- ・ 学校DX推進アドバイザーを各校に月2回配置し、授業におけるICTの効果的な活用を後押ししています。
- ・ ICTの活用に課題を感じている教職員に支援を行い、デジタルスキル向上を促しています。
- ・ 校務のDX化を進め、教職員の業務効率化を図っています。

新しい学校づくりの方向性

方向性1 ICT基盤整備の推進

GIGAスクール構想第2期に基づき快適な通信ネットワークと1人1台端末環境を整備し、児童生徒がデジタルツールを自由に活用できる学びの基盤の構築に取り組みます。

通信環境が未整備の教室への段階的な整備を進めるとともに、老朽化したハードウェアの計画的な更新を図り、安定したICT学習環境の構築に取り組みます。

家庭でのICT学習のための通信環境を支援し、学びの幅を広げます。

方向性2 ICTを効果的に活用した主体的・対話的で深い学びの学習の提供

児童生徒が自ら学習の見通しを立てたり、学習の状況を把握し新たな学習方法を見いだしたり、学び直しや発展的な学習を行いやすくなることを目指します。ICTを文房具の一つとして日常的に活用し、アナログとICT機器を融合した探究的な学びや対話による最適な学習内容や方法を提供します。さらに、不登校児童生徒へのオンライン学習支援を通じて、学びを継続できる仕組みを提供します。

方向性3 ICTの効果的な活用に向けた支援

ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等の蓄積・分析・利活用を進めるために教職員のICT活用指導力を高め、継続的な研修と、校内外の成功事例を共有する取組を進めていきます。

また、学校DX推進アドバイザーによる日常的なサポート体制を強化するとともに、教職員が安心してICTを授業に活用できる環境を整えることで、質の高い授業の実現を目指します。

4

バランスのとれた教師集団を構成することで指導力を高め、子供の多様な学びを保障する

現状

- ・教員を対象とした初任者研修や3年次研修、また校内授業研究を実施し、指導力の向上を図っています。
- ・主任指導主事は、児童生徒が主体的に学習活動に取り組めるよう、授業構成や指導と評価の仕方に関する情報提供と指導を行っています。
- ・授業支援システムの導入により、ICTを活用した授業改善を進めています。
- ・指導困難な状況や多人数学級編成に備え、非常勤講師・特別支援教育支援員を配置し、子供の可能性を引き出しています。

新しい学校づくりの方向性

方向性1 教職員の連携強化

役割に応じた教職員同士の情報交換の仕組みを構築し、学校・教科・学年の枠を超えた情報共有やチームによる授業改善の取組を推進します。

教室と職員室間の連絡体制を確保し、学校運営を円滑に進めます。

方向性2 教育ニーズに応じた教職員配置

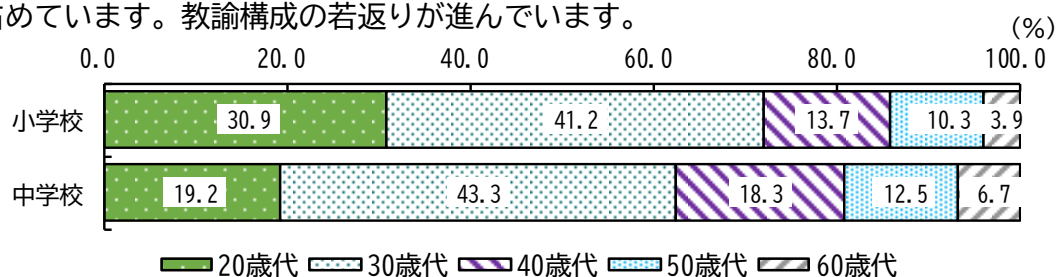
子供の多様な学びを保障するため、年齢や経験、専門性のバランスが取れた教師集団の形成を計画的に進めるとともに、若手教員への支援を充実させ、指導力や専門性の向上を支援します。さらに、協働的な指導体制を進めるなど、幅広い教育ニーズに応える体制を構築し、学校全体で子供を支える体制づくりを目指します。

方向性3 教職員の指導力向上

教職員が常に最新の知識や技術を学び続け、教育の質の向上を図るために、教育機関と協力して継続的に研修を実施し、多様な学びの機会を子供に提供します。

【(参考) 小・中学校教諭の年齢別構成 (令和7年4月現在)】

小・中学校教諭の年齢をみると、ともに30歳代が最も高くなっていますが、次いで小学校では、20歳代が高くなっています。20歳代、30歳代で小学校では7割を、中学校では6割を占めています。教諭構成の若返りが進んでいます。



出典：教育委員会資料

学習指導、生徒指導等で相談できる体制の構築など学校支援の強化を図る

現状

- ・子供、保護者、教職員からの教育相談や非行・いじめ等の育成相談を受け付けています。また、心理士が定期的に学校を訪問し、教職員からの相談に対応しています。
- ・学校生活や交友関係、異性問題など対面では話しづらいことを相談できる「こどもメール相談」を実施しています。
- ・学校と連携し、不登校傾向の子供の社会適応を支援する適応教室「憩の部屋」を運営しています。入室前の教育相談や見学・体験を実施し、子供と保護者が安心して利用できるよう配慮しています。
- ・適応教室「憩の部屋」サポート連携会を実施し、学校と教育支援センター間の共通理解のもと、子供に対する支援や取組を進めています。
- ・長期休暇中やイベント時に、子供の非行防止・事故防止のための補導活動を実施し、健全育成活動の推進と充実に努めています。
- ・市、県等の関係機関と連携し、不安を抱える子供や保護者、学校からの教育相談・育成相談に対応しています。

新しい学校づくりの方向性

方向性1 教育支援センターの体制強化

令和7年度に設置した教育支援センターの体制を強化し、支援が必要な児童生徒や保護者全てに支援を届けられる体制の構築を目指し、相談しやすい環境づくりを構築します。教職員や学校が求める支援を的確に提供できる仕組みを整え、学校との連携や教職員の研修やサポートを充実します。また、通所できない状況にある子供や保護者も利用できるよう、相談アクセスの強化にも努めます。

方向性2 学校内の支援体制の強化

学校内に相談窓口を設置し、児童生徒が学習、生活などの悩みを気軽に相談できる環境を整備することで、教職員の負担軽減や学校での相談体制の強化を図っていきます。また、教職員のメンタルヘルスをサポートし、心身の健康を維持しながら、より良い教育環境の構築を目指します。

方向性3 適応教室の充実

利用者同士の交流を促進するとともに、学習支援も行えるよう教員免許保有者を配置し、充実を図ります。

適応教室「憩の部屋」を利用する様々な特性を持つ子供一人ひとりを大切にするための体制を充実し、小集団で過ごせる場を提供します。

各学校に共育コーディネーターや多様なコミュニティが集える公共空間を配置し、学校と地域による協働の学びを強化する

現状

- ・市立の全小中学校は学校運営協議会が設置されたコミュニティ・スクールになっており、共育コミュニティは市内で7本部組織（基本的には中学校区単位）されています。共育コーディネーターを中心に、こども園、小学校、中学校、高校、子ども館、児童館、公民館、地域の各種団体と連携・協働や「学校を核とした地域づくり」を目指し、活発な活動が行われています。
- ・放課後等に小学校の空き教室等を活用し、子供の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、ふれあいルームコーディネーター、地域の方々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動の機会を提供しています。

新しい学校づくりの方向性

方向性1 地域協働活動の推進

共育コミュニティ・学校運営協議会が一体的に推進していくために、両者の連携と伴走的支援を強化し、教職員、子供、保護者、地域住民とのコミュニケーションの充実を図りつながりを深めます。

共育コミュニティでは、共育コーディネーターの支援のもと活発な活動が展開されています。今後さらに地域に開かれた学校を目指して、地域と学校が連携できるよう共育コーディネーターの配置の強化を図っていきます。

新たな学びやつながりを生むことを目的に、園児、小学生、中学生、高校生、大学生等の校種を超えた交流を推進します。

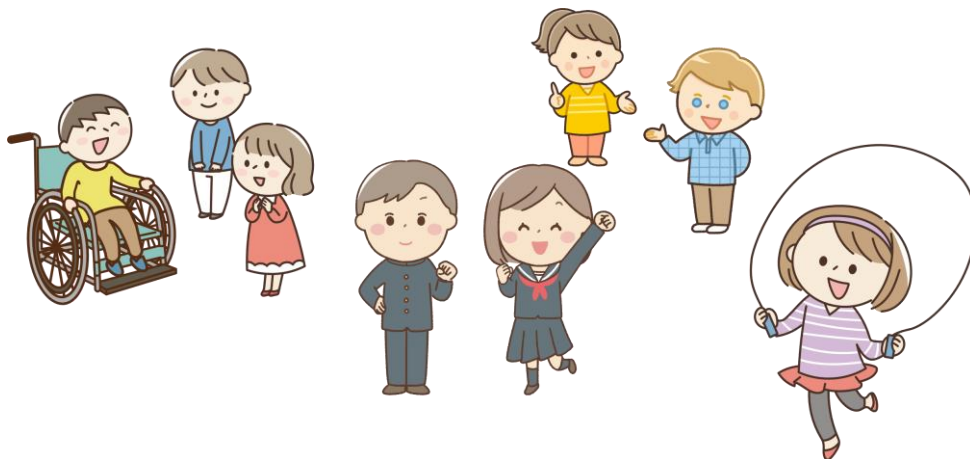
方向性2 公共空間としての学校施設活用

学校運営を支援する地域の様々な分野の方々が情報共有できる空間（共創空間）を学校内に設置し、学校と地域による協働の学びを強化します。

学校は、子供が安心して過ごせる居場所として、全ての子供の学びが保障される学校づくりを進める

本市の教育は、第3期教育大綱に定めている理念「人が学びあい、共に育むまちづくりー自治と協働のまち橋本市に向けてー」のもと、子供も大人も共に育ち、育て合うことを目指し、地域・家庭・学校が連携したまちづくりに取り組んでいます。

ここに掲げた重点目標は、この理念が実現した学校の姿であり、これまでの重点目標1から6に掲げた方向性に沿った取組を実践し、本計画に定めた学校教育で目指す子供像「未来を創造し、たくましく生きる」の素地となる学校づくりを進めていきます。





重点目標の実現に向けた学校施設機能の整備に向けて

1 背景および目的

文部科学省では、2020（令和2）年度・2021（令和3）年度に小・中学校で全面实施された学習指導要領の実現のため、2022（令和4）年3月に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」が公表されるなど、1人1台端末環境のもと、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実等に向けた、これからの時代に求められる学校施設機能の検討が進められています。

橋本市では、2018（平成30）年度に策定した「橋本市学校施設長寿命化計画」により、学校施設の老朽化の進展に対応した計画的な学校施設整備を進めてきましたが、本計画の第2章に定めた重点目標の実現など、新しい時代の学びを実現する観点も踏まえた施設整備に取り組みます。本章においては、学校施設に求められる機能に関する方向性を定め、ハード面からも、新しい時代の学びを推進します。

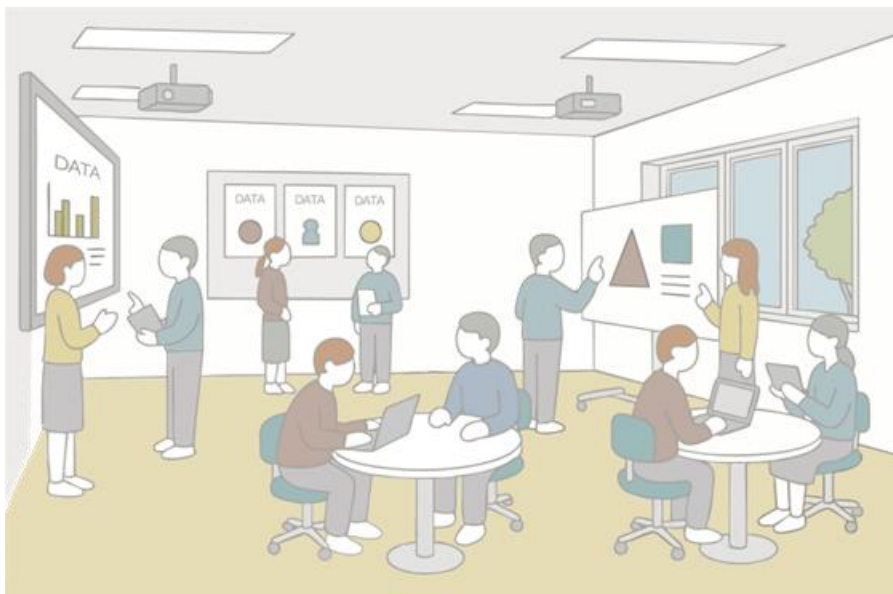
2 学校施設機能強化の方向性

子供が安全・安心に学べる学校施設であることは、学校施設に求められる必須条件であることから、学校施設の長寿命化改修や、必要な安全対策は、着実に実施します。これに加え、重点目標の実現や、変化しつづけるであろうこれからの時代の学びに柔軟に対応できるよう、学校施設において強化する機能の方向性を次のとおり定めます。

なお、各学校施設は建築された時期、規模、配置などが異なり現在の施設状況も多岐にわたるため、各学校施設の状況に応じた整備とすることとし、施設改修など大規模な整備が必要となる場合は長寿命化改修などにあわせて機能強化を図る方針とします。

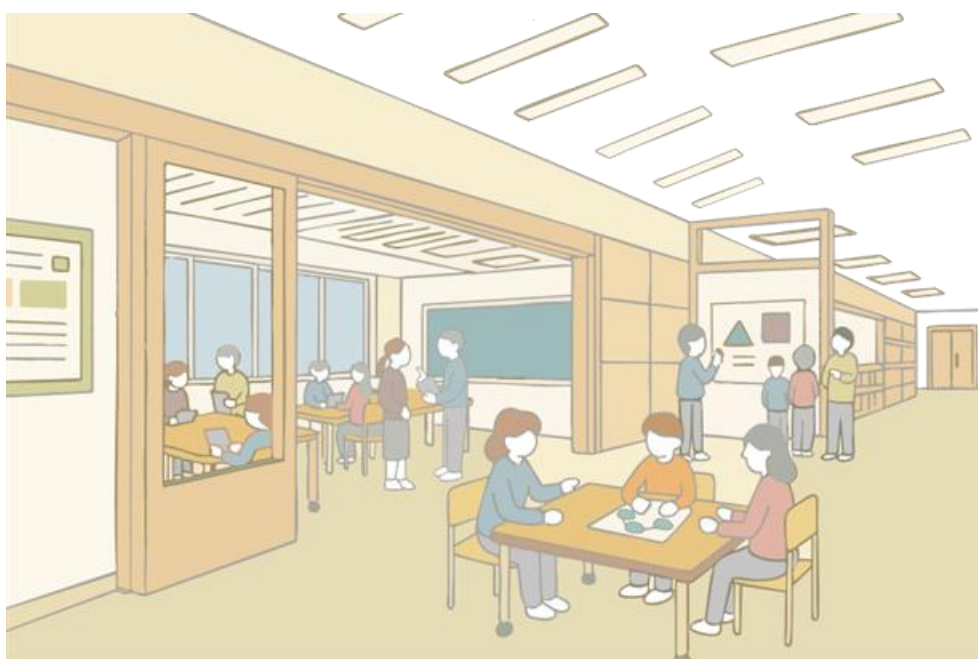
方向性 1 多様な学習形態やICTの活用につながる教室や机の整備

多様な学習形態に対応し、体験活動や創作活動に主体的に取り組むことができるような教室の整備や、ICTの活用を推進するための1人1台端末に対応した教室用机の整備



方向性 2 多目的スペースの設置

教室に隣接した多目的スペースを設置し、多目的スペースと教室の仕切りを可動式にするなど、教室と多目的スペースの空間的・機能的なつながりを持たせ、教室の拡張性や可変性を向上



方向性3 地域との「共創空間」の配置

学校と教育関係者における連携や協働の取組をより強化するため、関係者がともに創造的な活動を企画・立案したり、交流のきっかけとなる場として、校内への「共創空間」の配置



方向性4 学校図書館、図書コーナーの充実

本や情報に対するより良いアクセス環境を構築し、豊かな読書体験へ繋げるための学校図書館の充実や、校内の空きスペースなどを効果的に利用した図書コーナーの設置など、本を通じた交流のきっかけとなる場所の配置



方向性5 省エネルギー化や内装の効果的な木質化

環境負荷の低減や快適性の確保のため、省エネ性能を高める屋根や外壁の断熱化、内装の効果的な木質化による、温かみのある学びの空間の創造や快適性の向上





中学校区別の学校再編計画

1 橋本市の学校再編

2027（令和7）年4月に策定した「第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」では、現在の教育状況や、目指すべき学びの姿、学校教育で目指す子供像、目指す学校づくりのための重点目標等を踏まえ、学校適正規模・適正配置に関する考え方を示し、それに基づく学校再編の基本方針を定めています。適正な学校規模を確保することで、今も学校で行われている様々な取組の幅を広げ、子供の学習環境を向上させる取組を進めます。

第5章では、第2期基本方針における「望ましい学校規模の方針」や「学校再編の基本方針」に基づく、より具体的な計画として各中学校別の学校再編計画について示します。

2 第2期基本方針における望ましい学校規模の方針

第2期基本方針では、現在の教育状況、将来の学校小規模化への懸念、検討委員会からの答申、目指すべき学びの姿、学校教育で目指す子供像、目指す学校づくりの重点目標等を踏まえ、子供の学びにとって最善の利益となるよう検討した結果、望ましい学校規模の考え方を表のとおり定めています。

校種	規模	基本的な考え方
小学校	1 学年 2 学級以上	子供が多様な学習形態で学び、多様な考えに触れることで、思考力、表現力、問題解決力等が育まれ、急激な社会変化に対応できる力を身につけるために、各学年2学級以上が望ましい。 今後、1学級の学年が生じている学校が、さらに縮小することが見込まれる段階で再編統合の検討を始める。※
中学校	1 学年 2 学級以上	教員配置を考えると各学年3学級以上が望ましいが、学校の小規模化が進む中、3学級以上は難しい。幅広く多様な人間関係の中で成長していくことが大切な時期であるので、各学年2学級以上の規模は必要である。 現在、2学級の学年が生じている学校が、1学級となることが見込まれる段階で再編統合の検討を始める。

※「さらに縮小が見込まれる段階」とは、児童数の推計において「児童数の減少傾向が継続すること」が確認された段階とする。

3 再編統合

本市では、再編対象校がこれまで培ってきた歴史や伝統はかけがえのないものであり、これらを学校再編後の新しい学校へ大切に引き継いでいくことが、子供たちの豊かな学びにつながると考えています。このような学校再編を「再編統合」と整理し、学校再編を進めます。

再編統合後の新しい学校の開校のための準備段階では、例えば、新しい学校の学校名や校歌、制服、現在のそれぞれの特色ある教育内容や教育活動を引き継いだ新たな教育課程などについて、保護者、地域住民、学校関係者で構成した再編準備委員会を設置し、概ね2年から3年の期間を設けて検討を行い定めていきます。

4 中学校区別の再編統合の実施年度

児童数推移に基づき順次再編統合を進めることを基本としつつ、児童や保護者、学校、地域が環境変化に対応するための準備や、新しい学校づくりのための準備など、各中学校区ごとに再編統合に係る十分な準備を行うための期間を考慮し、再編統合の実施年度を下記のとおり定めます。

	中学校区	再編統合対象校	再編統合年度
1	橋本中央中学校区	橋本小学校 学文路小学校 清水小学校	令和13年度
2	隅田中学校区	隅田小学校 恋野小学校	令和10年度
3	紀見東中学校区	境原小学校 城山小学校	令和14年度
4	紀見北中学校区	柱本小学校 三石小学校	令和11年度
5	高野口中学校区	今回、再編統合は行わない	

5 中学校区別再編統合計画

(1) 橋本中央中学校区

①再編統合対象校の児童数（推移・推計）

小学校名	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
橋本小学校	231	222	201	200	196	199	188
学文路小学校	48	43	40	45	38	44	44
清水小学校	50	48	49	50	47	52	57

(人)

②再編統合対象校の施設状況

小学校名	建築年月	大規模改修	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	普通 教室数 (室)	特別 教室数 (室)
橋本小学校	H24. 4 ~ H28. 3	—	建 物： 3,503 運動場： 11,384	4,171	12	9
学文路小学校	S55. 8 ~ H11. 9	H29～H30 実施	建 物： 3,078 運動場： 4,947	2,649	7	9
清水小学校	S62. 2 ~ H4. 3	—	建 物： 3,847 運動場： 5,426	2,273	8	7

③今後の児童数等に伴う再編方針

2031（令和13）年度に、将来の児童数を踏まえて、橋本小学校と学文路小学校と清水小学校の再編統合を行います。

再編統合時の児童数と学級数については、以下を見込んでいます。

年度	児童数	学級数
2031（令和13）年度	289人	15学級

※児童数、学級数ともに通常学級と特別支援学級の合計値。

橋本中央中学校区の再編統合後の学校の場所は、橋本小学校とします。

【理由】

再編統合対象校の施設状況（建築年月、敷地面積、教室数等）を踏まえ、橋本小学校を再編統合後の学校として選択しました。

ただし、統合後に想定される学級数に対して現状の教室数が不足しているため、増築・改修等により必要な教室数を確保します。

【児童数・学級数の算出方法】（以下、他の中学校区ごとの推計も同様に算出）

- ・ 小学校の児童数は、令和 7 年度学校基本調査及び令和 7 年 3 月 31 日時点の住民基本台帳に基づき算出しています。
- ・ 転出入は加味せず、小学校は令和 6 年度出生者が小学校 1 年生となる令和 13 年度までを算出しています。

(2) 隅田中学校区

①再編統合対象校の児童数（推移・推計）

小学校名	(人)						
	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
隅田小学校	221	202	192	178	174	179	163
恋野小学校	44	39	31	27	18	22	21

②再編統合対象校の施設状況

小学校	建築年月	大規模改修	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	普通 教室数 (室)	特別 教室数 (室)
隅田小学校	S40.10～ H10.8	H24～H26 実施	建 物：3,220 運動場：9,395	3,066	14	10
恋野小学校	H1.7～ H8.6	—	建 物：1,714 運動場：3,630	2,095	5	7

③今後の児童数等に伴う再編方針

2028（令和10）年度に、将来の児童数を踏まえて、隅田小学校と恋野小学校の再編統合を行います。

再編統合時の児童数と学級数については、以下を見込んでいます。

年度	児童数	学級数
2028（令和10）年度	205人	10学級

※児童数、学級数ともに通常学級と特別支援学級の合計値。

隅田中央中学校区の再編統合後の学校の場所は、隅田小学校とします。

[理由]

再編統合対象校の施設状況（建築年月、敷地面積、教室数等）を踏まえ、隅田小学校を再編統合後の学校として選択しました。

(3) 紀見東中学校区

①再編統合対象校の児童数（推移・推計）

小学校名	(人)						
	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
境原小学校	133	139	154	165	169	167	141
城山小学校	266	257	235	225	196	179	174

②再編統合対象校の施設状況

小学校名	建築年月	大規模改修	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	普通 教室数 (室)	特別 教室数 (室)
境原小学校	H3. 3～ H16. 2	—	建 物：3,093 運動場：8,084	3,086	8	6
城山小学校	S56. 3～ S63. 2	R4～R6 実施	建 物：9,826 運動場：9,618	4,745	20	13

③今後の児童数等に伴う再編方針

2032（令和14）年度に、将来の児童数および災害対応（学校敷地の一部に土砂災害特別警戒区域（急傾斜）が指定）を踏まえて、境原小学校と城山小学校の再編統合を行います。

再編統合の1年前の児童数と学級数については、以下を見込んでいます。なお、2032（令和14）年度は、2031（令和13）年度より児童数が減少すると予想しています。

年度	児童数	学級数
2031（令和13）年 ※再編統合1年前の数	315人	15学級

※児童数、学級数ともに通常学級と特別支援学級の合計値。

紀見東中学校区の再編統合後の学校の場所は、城山小学校とします。

[理由]

再編統合対象校の施設状況（建築年月、敷地面積、教室数等）及び災害対応の観点から城山小学校を再編統合後の学校として選択しました。

(4) 紀見北中学校区

①再編統合対象校の児童数（推移・推計）

小学校名	(人)						
	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
柱本小学校	95	91	87	83	75	68	64
三石小学校	251	244	235	230	217	196	175

②再編統合対象校の施設状況

小学校名	建築年月	大規模改修	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	普通 教室数 (室)	特別 教室数 (室)
柱本小学校	S62.11～ H17.9	—	建 物：7,445 運動場：10,956	3,822	8	13
三石小学校	H1.3～ H9.3	—	建 物：9,004 運動場：13,494	4,280	15	10

③今後の児童数等に伴う再編方針

2029（令和11）年度に、将来の児童数を踏まえて柱本小学校と三石小学校の再編統合を行います。

再編統合時の児童数と学級数については、以下を見込んでいます。

年度	児童数	学級数
2029（令和11）年度	292人	16学級

※児童数、学級数ともに通常学級と特別支援学級の合計値。

紀見北中学校区の再編統合後の学校の場所は、三石小学校とします。

[理由]

再編統合対象校の施設状況（建築年月、敷地面積、教室数等）を踏まえ、三石小学校を再編統合後の学校として選択しました。

ただし、統合後に想定される学級数に対して現状の教室数が不足しているため、増築・改修等により必要な教室数を確保します。

6 再編統合を行っていく上での留意事項

学校の再編統合を進める際には、下記の内容に留意しながら、計画的に再編統合後の新しい学校環境への移行を進めます。

(1) スクールバス等の通学支援

①スクールバス等の導入

学校の再編統合による新たな負担をなるべく小さくするため、再編統合にあわせてスクールバス等の導入により通学条件の改善を図ります。

スクールバス等の導入にあたっては、通学距離について一定の基準を設け、児童や保護者の方にとって安全・安心にバス等が運行できるよう、保護者や学校を交えての話し合いのもと、具体的な内容について検討・決定していきます。

運営形態	内 容
スクールバスの運行	行政が直営で運行する専用スクールバス または、民間事業者に委託して運行する専用スクールバス (行政がバスを購入して民間事業者に委託する場合を含む)
路線バスの活用	路線バスを児童の登下校に活用
タクシーの活用	タクシーを児童の登下校に活用

②スクールバス等の運行基準

国が示す通学距離は、小学校では概ね4 km以内は徒歩と示されていますが、これまで、再編統合で廃校となった小学校では3 km程度を基準とし、この条件を超える場合にスクールバス等の運行により改善を図ってきました。

今回、児童の発達段階を考慮し、廃校となる学校の児童の新たな負担をなるべく小さくするため、通学条件を小学校では2 km程度に見直し、再編統合により通学場所が変わる児童が、この条件を超える場合は、スクールバス等の運行により改善を図ります。

③スクールバス等の導入に伴う安全・安心の提供

スクールバス等の導入後、安全・安心に利用していただけるよう、乗降が管理できるシステムなどの導入を進め、スクールバス等の安全・安心な運行に努めます。

(2) 児童の環境変化への対応

再編統合に伴い、児童や保護者が抱く様々な不安を取り除き、新しい学校生活を円滑に迎えられるよう、計画的に児童や保護者のケアに取り組みます。

①メンタルケア

(ア) 児童や保護者へのケアを計画的に進めるため、スクールカウンセラーなど専門職を含めた支援体制を構築します。

(イ) アンケートや個別の聞き取りによる新しい学校生活に対する心情を把握します。

②交流

(ア) 再編統合前交流による不安の軽減と子供や保護者同士の交流など、様々な学校間交流に取り組みます。

(イ) 再編統合後の新しい学校区の子供を、地域の子供として捉えられるよう、自然や文化、産業などの様々な地域の魅力に新しい学校区の中での交流を深める取組を進めます。

③不登校・不登校傾向の児童に対する再編前後での不安解消等の支援

(ア) 新しい環境に少しずつ慣れるための機会を提供します。

(イ) 児童一人ひとりの不安に寄り添えるよう、学校間で情報共有をより丁寧に行うとともに、気軽に相談できる環境を整えます。

(ウ) 全ての子供が落ち着いて過ごせる居場所や、それぞれのペースで活動できる場を提供します。

(エ) 少しでも不安や困りごとがあるときにヘルプサインを出しやすい環境を構築します。

(3) 安全対策・学校施設の整備

①通学路の安全確保

再編統合で校区が広がる中で、子供たちの安全を確保するために、防犯対策や通学路の安全点検、安全対策に取り組みます。防犯対策では、各学校の学校運営協議会等の地域の方と、見守り活動に取り組んでいきます。また、新たな通学路の危険箇所の共有や通学路の安全点検を行い、必要な対策を計画的に実施していきます。

②学校施設の整備

学校再編に伴い廃校を予定している学校についても、再編統合が実施されるまでの期間は、子供たちが学びを行うための教育環境を維持する必要があるため、緊急的に対応しなければならない修繕や、学校運営に必要とされる改修など、必要な設備投資を行います。

③災害対応

災害が想定される区域に設置されている学校は、対策工事の実施や施設・設備の移転等の対策を実施します。

(4) 制服や体操服などの費用負担

基本的に、学校の再編統合の際に改めて制服や帽子等を購入するなど、再編統合がなければ発生しない保護者負担については、市の負担とします。

具体的な内容は、再編統合の決定後に立ち上げる再編準備委員会の中で検討します。

(5) 現在の学校独自の取組

現在の学校独自の取組は、長い間取り組まれてきた素晴らしい実践です。これらを大切にしながら、各校の伝統をどのように引き継いでいくか、新しい学校の姿をどう描いていくかについて、再編統合の準備段階で話し合いにより検討します。話し合いでは、学校間協議や再編準備委員会など、カリキュラムや行事について話し合うなかで、現在の学校独自の取組についても検討を行い、地域の協力なども含めた色々な形での検討を行います。

(6) 教職員体制等

学校再編に伴う教職員の負担の増加への対応として、再編統合に伴う加配による教員の配置や、市独自での非常勤講師・支援員の配置など、低学年や特別支援学級などのフォローに取り組めます。

(7) 地域と学校の協働による学校づくり

これまで培ってきた地域と学校の協働による学校づくりを、再編統合後の学校づくりに活かして行かなければなりません。

子供の豊かな育ちや学びを支え、子供も大人も共に育ち育てあう共育コミュニティの活動や、青少年健全育成の活動を丁寧に実施できるよう関係する団体等と十分な話し合いを行いながら新しい学校づくりの輪を広げていきます。

(8) 学童保育

再編統合により、利用が増える学童保育所については、新たな学童保育所を確保します。学校再編を進めるにあたっては、保育の場所が変わるなどの環境変化に対する対応を検討します。検討の際には、学童保育の運営事業者や、保護者と十分に話し合いを行いながら、より良い学童保育の運営を支援します。

(9) 再編統合前の学校選択

再編統合前に統合先の学校を選択できる制度については、原則できないとしています。これは、廃校となり学校の場所が変わる児童が、再編統合前に統合先の学校を選択することで、現在の学校に在校生がいなくなる可能性など、学校運営に大きな支障が考えられるためです。

一方で、入学後すぐに別の場所の学校へ通う負担も考慮し、新入生と新入生のきょうだいの在校生に限っては、再編統合2年前から、統合先の学校を選択できるよう検討します。なお、この場合は、再編統合の準備段階で統合先の学校へ入学することから、統合先の学校へ入学や通学するための費用や送迎は保護者負担とします。

7 再編統合後の小中学校一覧

今回の再編統合完了後の市内小中学校一覧は下記のとおりとなります。

	中学校	小学校
1	橋本中央中学校	橋本小学校※ 西部小学校
2	隅田中学校	隅田小学校※ あやの台小学校
3	紀見東中学校	紀見小学校 城山小学校※
4	紀見北中学校	三石小学校※
5	高野口中学校	高野口小学校 応其小学校

※再編統合後の学校名は正式に決まっていません。



学校跡地の活用方針

1

学校跡地活用の基本的な考え方

学校跡地は、これまで教育の場として地域に根差してきた重要な施設であり、その歴史と役割を尊重しながら、今後は地域福祉、防災、子育て支援、文化・交流の拠点など、多様な用途に対応する施設として再生を目指します。

利活用にあたっては、地域住民との対話を重視し、持続可能で公共性の高い活用を推進することで、地域の活力向上と安全安心なまちづくりに寄与していきます。

学校跡地の活用方法については、市の最上位計画である「長期総合計画」の市全体の方針や、「都市計画マスタープラン」にある長期的な都市計画の視点、「公共施設等総合管理計画」における公共施設マネジメントの取組等を踏まえ、行政需要に対応した学校跡地の活用方法を検討します。

また、雇用創出等による地域活性化や、効率的・効果的な行財政運営などの観点から、市全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与すると判断できる場合は、民間への売却や貸付による民間活力の導入の可能性を視野に入れた活用も検討していきます。

2

跡地活用検討のプロセス

(1) ニーズの検討

○学校を他の公共施設としての転用を検討（行政ニーズ）

庁内調査により他の公共施設の機能移転などの活用見込みを把握します。

○地域の意向（地域ニーズ）

地域住民に対して、全国の民間事業者等による活用事例等を参考に学校跡地活用についての意見交換を実施します。

○民間事業者等による利活用（民間ニーズ）

市全体（地域）の利益につながる民間事業者等の利活用についての意向を調査するため、サウンディング調査等を実施します。

(2) 実現可能な活用（上記内容）の検討・精査

各ニーズを把握したうえで、本市のまちづくりの方針等に沿った長期的な視点から跡地の活用方法について協議し、利活用（案）を決定します。

(3) 活用（案）についての地域説明

○地域の皆様に向けて、市が説明会（意見交換会）等の開催

地域の皆様への具体的な「跡地活用（案）」についての説明・意見交換等を経て、利活用方法を決定します。

(4) 利活用準備（移行期間）

○法的手続きや事務手続き等の期間

廃校後、利活用に向けて、必要な手続き等を行います。

(5) 活用開始

橋本市新しい学校づくり推進計画

令和 年 月

橋本市教育委員会事務局 学校再編推進室

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

TEL : 0736-25-6345 FAX:0736-33-2657